第9回京都文化芸術都市創生審議会 摘録

日時: 平成24年9月13日(木) 午後6時~7時30分

場所:京都ロイヤルホテル&スパ 2階 翠峰の間

出席委員(敬称略):

池坊由紀会長,潮江宏三副会長,井上利丸委員,岡田暁生委員,小泉雪奈委員, 佐野真由子委員,建畠晢委員,畑正高委員,福西惟次委員,山中英之委員,山本淳子委員, 塚本稔委員

事務局:

平竹耕三 文化芸術担当局長, 奥美里 文化芸術都市推進室長, 北村信幸 文化芸術都市推進室文化財担当部長, 尾本恵一 文化芸術都市推進室担当部長ほか

- 1 開会
- 2 会長等の選任について 池坊由紀委員が会長に選任され、副会長に潮江宏三委員が会長から指名された。
- 3 京都市文化芸術顕彰制度の見直しについて 別紙のとおり意見交換
- 4 閉会

(別紙)意見交換摘録

<会長>

本日の議題は「京都市文化芸術顕彰制度の見直し」だ。前回の会議で、本審議会は、「京都市文化芸術顕彰制度の見直し」について、京都市長から諮問を受けた。具体的な議論については、顕彰制度部会を設けて、建畠委員に進めていただくこととしていたが、そこで検討された案が、お手元に配布されているかと思う。

まずはこの答申案の内容について、建畠委員に趣旨を御説明いただければと思う。

<建畠委員>

それでは、答申案について、経緯も含め、簡単に説明させていただく。

本年2月に京都市長から諮問を受け、顕彰制度について検討することとなったが、この間、顕彰制度部会において議論を深めてきた。部会では、私が部会長を務めさせていただき、各顕彰制度の審査の御経験がある方や、表彰をお受けになっている方など、審議会外部の学識経験者の皆様にも御参画いただいた。部会委員は、答申案の最後にも記載しているので、御参照いただきたい。5月から8月にかけて、3回の審議を行った。

まず、現状の顕彰制度について、改めて確認する。答申案中の3ページに、表にしてまとめているので、こちらを御覧いただきたい。京都市の文化芸術顕彰制度は、文化功労者表彰、芸術功労賞、芸術新人賞の三つがある。文化功労者表彰は「永年にわたり、本市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があったと認められる者」を表彰するもので、毎年11月に5人程度が表彰されてきている。芸術功労賞は、芸術新人賞と一体的に創設されているが、「新人の育成又は芸術文化活動の向上について、特に功労がある者で、かつ京都市で活躍している者」に賞を贈るもので、毎年3月に3人以内で顕彰されている。芸術新人賞は「その芸術文化活動が極めて活発なことにより、全国的水準において一定の評価を得て将来を嘱望されている者で、かつ京都市出身者又は京都市で活動している者」に賞を贈るもので、毎年3月、芸術功労賞と同時に、5人以内で顕彰されている。文化功労者表彰は、事務局で候補者リストを作成されるが、芸術功労賞及び芸術新人賞については、受彰者、有識者の推薦で候補者リストが作成される。

次に、課題としては、大きく三つあった。答申案中の3ページから5ページに記載している。 一つは、新たな制度の新設だ。現状では、団体の顕彰や、随時の顕彰がないので、これらについて必要性も含め検討した。もう一つは、文化功労者と芸術功労賞の区別だ。名称も似通っており、要綱上も区別が明瞭ではなかったので、この点の改善について検討した。最後は、選考の仕組・手続についてだ。特に、芸術功労賞及び芸術新人賞については推薦制が取られているが、十分な推薦が得られない場合があり、また分野にも若干の偏りがあるなど、諸々の課題があった。

これらの課題に対して、答申案では、京都市が取るべき方向性を示している。答申案中の7ページにポイントを表にしてまとめているので、こちらを御覧いただきたい。まず制度の新設についてだが、今回、芸術功労賞で団体も対象とすることとした。文化功労者表彰、芸術新人賞は個人の活動を顕彰するという面が強いのだが、芸術功労賞は新人の育成や活動環境の向上という、組織でも取り組まれている活動を顕彰するものなので、対象にし得ると考えた。また、文化功労者と芸術功労賞の区別のため、芸術功労賞を芸術振興賞と改めてはどうかとしている。あわせて、対象者について、要綱上の文言も細かく修正している。更に、選考の仕組・手続についてだが、芸術新人賞等の候補者リストの作成は、従来の仕組を踏襲しつつ、事務局からも推薦をし得るようにすることなどを提言している。また、特に情報の得にくい芸術新人賞の選考について、事務局の、一層の情報収集を促している。また、そのほかにも、芸術新人賞について、京都芸術センター等の京都市施設で受賞記念の展覧会等を開催することを検討することとするなど、様々な提言を盛り込んでいる。

最後に、「おわりに」として、本審議会から京都市へのメッセージを改めて強調するとともに、

あらゆる機会を捉えて、様々な施策の中で市民の活躍を表彰することの提言も盛り込んでいる。 なお、8ページ以降は参考資料として、過去の受彰者一覧など、事務局から提出された資料を 掲載している。

簡単だが、以上で答申案の説明を終わらせていただく。

<会長>

ありがとうございました。

では、今、御説明いただいた答申案について、皆様に御審議いただきたいが、その前に欠席委員から事前に意見をいただているとのことなので、事務局から紹介いただきたい。

<事務局>

3項目いただいているので、順番に読み上げる。

「文化功労者表彰において、対象とする学術の範囲は「人文科学を原則とする」ということでよいのか。「社会科学」と「人文科学」の区別は大変難しい。人文科学に限るとすることで社会科学を学問から排除してしまうのは、京都の文化を考えるうえで、また京都市の文化に関する見解を示すうえでも、よくない印象を生む恐れがある。また「自然科学」と芸術との関係も、とりわけ現代では複雑化しており(自然科学ないし科学技術が芸術に貢献する、他方で芸術が自然科学の発想と手法を用いるなど、両者は接近しつつある。)緩やかに「学術」としておく方が、今後の運用にとってよいのではないか。」

「芸術新人賞の副賞を「奨励金」と称するとしているが、芸術文化特別奨励制度でも同様の文言を使っている。特別奨励者が、その後、芸術新人賞を受賞した場合、奨励金をもらって、再度奨励金を受けるという、ある種トートロジックな状況を制度の内部に持ち込むことになる。あるいは、特別奨励制度を設けた意義が薄まってしまうと誤解される可能性がある。とは言え、部会で御議論なさったこと自体に異議があるわけではなく、また今すぐ別の適当な言葉が思い浮かばないのであるが、審議会で充分に御審議いただきたい。」

「「新人賞について芸術センター等での受賞記念の展覧会・公演等を開催」とあるが、手法等、市の施策全体の中で、十分に検討して実施していただきたい。ただし、これは芸術センターを預かる者としての要望であり、文化芸術企画課で趣旨を理解していただけるなら、今回の答申の文章の中で明記していただく必要はない。」

以上だ。

<会長>

ありがとうございました。

では、欠席委員の意見も踏まえつつ、順番に御意見を頂戴したい。

<委員>

この顕彰制度については、全くの門外漢だ。おかしなことを言ったら御容赦願いたい。 資料を拝見して、文化と芸術の使い分けをどの程度意識しておられるのか、伺いたい。

文化功労者表彰の対象の中で、「芸術・学術などの文化」とあるので、文化に芸術や学術が含まれ、芸術新人賞等では、その中の芸術に絞って振興するという趣旨だろうと思うが、間違いないか。

欠席委員からの御指摘にもあったように、学術の範囲をどのように扱うかはデリケートな問題 だ。人文科学分野に焦点を当てられる意図を御説明いただけるとありがたい。

<委員>

答申案の中で,芸術と文化の使い分けが紛らわしいというのは仰るとおりだ。余談だが,もと

もと, 京都文化芸術都市創生条例を作る時にも, 文化が先か, 芸術が先か議論した経緯もある。 芸術文化とすると, 芸術ばかりが目立つので, 幅の広い文化が先になった。

芸術振興賞という名称は非常によい。団体が対象となるのもよいと思う。ただ、昨今、異分野交流が段々と増えており、京都市内外でも評価を得ている。芸術振興賞の中に、コラボレーションという観点が含まれるとありがたい。芸術に関わる活動環境の向上の中に入るかも知れないが、例えば異分野の融合という文言が対象者の中に入ってもよいかと思う。

<委員>

芸術新人賞について、「芸術活動を活発に展開しており」というところで、芸術活動が何を指すのか。例えば、文化功労者表彰では文化評論分野での受彰があるが、文化評論を芸術としても捉えてよいのか、微妙なところだ。芸術活動という文言を取った理由を教えていただきたい。

もう一つは、新人賞で団体が対象にならなかったのは何故か。小説を兄弟で書いていたり、音楽活動でもユニットを組んでいたりする場合がある。個人に限定するのはどうかと思う。

<委員>

要綱の文言としてはかなり整理されたと思う。

学術の中身が人文科学分野を原則とするとあるが、これまで自然科学、社会科学が対象にならなかったのは何故か。あまりにも範囲が膨大だからということか、文化がある種限定されたものと位置付けられたのか。

また、私も芸術文化特別奨励制度に関わったことがあるが、特別奨励制度の奨励金と、新人賞の奨励金と、確かに違いが分からない。金額的にも20万ということなので、普通の賞金でよいと思う。

あわせて「京都芸術センター等で展覧会,公演」を検討とあるが,特別奨励制度の方なら,是 非こういう発表の機会を作ってほしいと思うが,新人賞の方でする必要があるだろうかと思う。

もう1点質問だが、推薦で23年度は400人、近年は40件に満たないというのは、あまりにも差があるが、どうしてこうなるのか。たまたまなのか、推薦者の選び方に問題があるのか。恐らく、そういうバラつきがあるので、事務局も推薦し得るとされたのだろうが。

<会長>

塚本委員は市の代表としてのお立場もあるが、何か御意見があるだろうか。

<塚本委員>

賞の在り方そのものは皆様で御議論いただければと思う。

私としては、折角このような賞を設けているので、広く市民の皆様に知っていただく努力を京都市でもしっかりしていきたいと考えている。

<会長>

次は建畠委員だが、これまでの御質問の内容について部会の中でどのように議論され、どのように結論に達し方かも含め、お話しいただければと思う。

<建畠委員>

全てに的確にお答えできるか自信がないが…。

まず、学術は人文科学分野を原則とする、というところだが、こういう文言を敢えて入れたのは、理由は一つで、限定しないと、学術賞になってしまうからだ。数学から物理から全部入ってきてしまう。無原則とすると、あらゆる学術賞と区別が付かなくなる。これまでの賞の性格に鑑みても、やはり絞らざるを得ない。ただ、皆様の御指摘のように、人文科学と社会科学がはっき

り区別できるのかなどということは、そのとおりだ。部会としても議論したところだが、原則と する、を幅広く捉えていただき、芸術に関わる自然科学等も場合によっては対象とするというこ とで御理解いただければと思う。

また,異分野との共同というのももっともな御指摘だが,具体的な文言を盛り込むと,そこに 特化するという意味合いが強くなる。排除しているわけではないので,運用の中で対応いただけ ればと思う。

それから、芸術新人賞でユニット等は対象にならないのかということだ。部会では特に議論にならなかったが、個人的には「者」にユニット等も含めてよいのではないかと思う。事務局からお答えいただけるだろうか。

<事務局>

新人賞では、過去に、「グループダムタイプ 古橋禎二」として表彰された例がある。 基本的には個人だが…。

<委員>

この文言では、弦楽四重奏等はすぽっと抜け落ちてしまう。多くの音楽新人賞では、弦楽四重奏等は対象になる組織だが、この賞では当てはまらないように見えてしまう。

<事務局>

法律上,「者」と使う時は,基本的には人格のあるものなので,個人又は法人だ。もし弦楽四重奏等も入れるのであれば,明確に,「個人又は団体」とする方が適当である。

ただ、これまでの実態としては個人を対象としてきた。

<建畠委員>

検討課題として、後程、集中的に議論したい。

次に, 奨励金という文言だが, 発表支援金のような形で考えている。ただそう書いてしまうと, 使途期間を限定的にする必要も出てくるので, この文言に落ち着いた。発表活動を促すという趣旨だ。

<事務局>

推薦件数については、事務局からお答えする。

記述が分かりにくいかも知れないが、400人の方にお願いして、40件の推薦回答があった、ということだ。

<会長>

ありがとうございました。

<委員>

今回初めて加えていただいた。京都市民としても新米なので、的外れのことを申し上げたらお 許しいただきたい。

基本的な質問だが、文化功労者等とは別に、伝統文化に限った顕彰制度というのは京都市にあるのだろうか。それによって、ここで議論している賞の位置がはっきりする面もあると思うので。 そのほかに2点挙げさせていただきたい。

まず、学術を人文科学に限定するという新しく入った文言には、やはり、私も少し違和感を感じる。恐らく、他の分野では活動それ自体が文化であるというのは揺るがないだろうが、学術では、学術活動そのものが文化であるということと、学術の分析対象が文化的であるかどうか、と

いうところで少し混乱があるように思う。私の感覚では、前者、学術活動それ自体が文化であるとする方がすっきりするように思う。

もう一つは、芸術振興賞だが、これまでは個人が対象で、本人がアーティストであるというよりはお弟子さん等の育成に貢献があった方ということだと思う。今回、団体が入ってくるということは、例えば支援団体とかメセナ活動を行っている企業とかが対象になるというイメージを持ったが、そういうことか。それらを、これまでの受賞者リストに今後加えていくとすると、かなり賞の性格が変化したように見えると思う。制度の改正というよりは、廃止と新設と受け取れるが、そう考えてよいだろうか。

<事務局>

伝統文化だけに限った賞というのはない。他局の所管で伝統産業の賞はあるが、今、詳細を承知しない。

学術については、制限を設けないとなると膨大な範囲を扱うことになってしまう。文化芸術都市の推進という枠組みの中で捉えるならば、人文科学分野に限るのが妥当だというのが、部会での結論であったと思う。

芸術振興賞については、仰るとおり、メセナ活動を行っておられる団体など、様々な団体が対象になる。ただ、芸術功労賞の趣旨を明快にしようという趣旨の変更であり、スクラップ・アンド・ビルドということではないと考えている。

なお,芸術振興賞の対象件数を「3件以内」としたのは,個人を何件,団体を何件と限るのではなく,推薦状況等に応じて,柔軟に対応するという趣旨だ。

<委員>

市民の目から見て二つ気になったことがある。

まず、この賞によって、他の市民にどのようなよい影響があるのか、市民が元気になれるのか、 ということだ。受賞者には、東京で活躍されている方も多いと感じたが、今回、盛り込まれてい るような展覧会の開催など、市民に還元される何かが必要ではないかと感じた。

また、芸術新人賞等は推薦で選ばれるとのことだが、自薦枠は設けられないのか。

<事務局>

この賞が、その方だけではなく、当然、市民に還元されるべきものである。京都市としても、 この賞を大いに宣伝したい。また委員が仰られたように、コンサートや展覧会の開催についても 積極的に調整していきたい。

また,自薦というのは今回の答申案には盛り込まれていない。評論家やジャーナリストなどに も幅広く御意見をいただき,事務局としても補足していきたい。

<委員>

芸術新人賞の対象として、京都の大学で学んだ者というのをある程度明記しておいてもよいのではないか。これだけ芸術系大学が多いのだから。

芸術新人賞の展覧会等については、「検討」ではなく、むしろ強力に推進すべきだ。特に音楽の場合だと、作曲等の場合、相当な経費がかかる。20万円程度をもらうよりも、例えば芸術センターで発表の機会を与えてもらえる方が、受賞者としても嬉しいのではないか。市民への発信にもなる。

文化功労者と、旧芸術功労賞は、全く区別が付かないというのに驚いた。今回、芸術振興賞では、教育、それから振興やマネジメントを対象とするとはっきりされるのは、大変よいと思う。また、文化功労者の受賞者は、学術であっても、芸術関係の学術という印象がある。人文科学と言わず、芸術に関わる学術・評論とするなどした方が、区別がはっきりする気がする。

<委員>

皆さんが仰ったので、私は質問だけだ。

4 ページの「京都市芸術新人賞受賞者が、受章の翌年度に芸術功労賞等の推薦者になることについても、その是非が問題となっている」とあるが、これについては、答申ではどうなるのか。どこに書いてあるか分からなかった。

是非が問題となっているので、こうなったということが分かればそれでよいのだが。

<事務局>

広く候補者の情報を収集するという観点で、従来どおりとして、6ページに記載している。 また、京都の大学で学んだ者ということは、京都市で活動している者に包含されると考える。

<委員>

京都で学んで「いた」方はどうなるのか。洋楽分野では、海外で活躍している例が多いが、京都市出身者と京都市で活動している者だけでは、これらの方が対象とならないと読める。

<事務局>

京都で学んでいた方も、京都市で活動している者に含めて考えていく。

<会長>

一とおり御意見を伺った。

芸術新人賞で団体を対象とすべきかどうか懸案になっているが、そのほかのことも含め、御意見がおありの方はどうぞ。

<委員>

芸術振興賞は個人又は団体と明記しているが、新人賞ではアーティストの賞だ。グループや弦楽四重奏が対象になってもよいと思うが、「個人又は団体」と書いてしまうと、芸術振興賞の団体と混同される恐れもある。()で団体も含むとするなど、一段下げた書き方がよいように思う。

学術の範囲だが、「ただし学術は、文化芸術に係るものを原則とする」として、いわゆる学術一般賞ではないとしてはどうか。国の文化勲章は、例えば長嶋茂雄が取っており、またノーベル賞を取ると自動的に対象となるので物理や化学も対象になる。文化の中にスポーツも、自然科学も全部入るということだが、京都市の文化功労者ではそこまで拡大解釈してよいのか。学術の対照が文化であると絞った方が、今までの京都市の流れでは自然だと思う。

<副会長>

幅は利かないが、そういう形が明確かも知れない。

もう一つ,芸術振興賞の団体だが,大学は含まないということを原則にしていただきたい。そうでないとどの大学のどの研究室を対象とするか,際限がなくなる。大学の中の個人が貢献したというのは問題ないが。芸術教育を目的とした,要するに大学が対象となるのは,芸術振興賞の趣旨とは違うと思う。

また、新人賞については、コラボレーションやユニットをどうするかという話が出た。審査を 長年経験している立場からすると、ダムタイプのケースのように、代表者を表彰するという形で、 グループ全体を表彰するという例もあるが、一応、個人が対象だ。複数の人間が創り出している 作品もたくさんあるので、推薦を通じて、 そういうケースが上ってくれば、対応することはでき ると思う。

新人賞は、実は、結構高いレベルだ。ぽっと出の新人を表彰する制度ではない。実質的にそう

なってきている。例えば伝統芸能なんかでは 40 歳にかかるくらいまでは表彰されない。京都市の新人賞は、それくらい厳しい新人賞だ。審査員は皆そのように承知している。芸術文化特別奨励制度よりも新人賞はランクが上だ。暗黙のうちにそう決まっている。

それから、市民の皆さんにどうやって見せていくか、市民還元ということだが、「受賞記念の展覧会、公演等」とあるのは「受賞記念の発表会等」というぐらいにした方がよいのではないか。 その方があらゆるジャンルを含める。

私も美術館長として新人賞の展覧会をやりたいという念願を持っている。新人賞の趣旨として、そういう市民へのお披露目の場は必要であろうと思う。もっとも、展覧会をやろうと思うと、小さいものでも500万円くらいかかるのだから、現況ではなかなか難しいが。いずれ、京都市の方でもプッシュしてくれるのだろうと、この項目を見て期待しているところだ。この項目を書いていただいたのは大変喜んでいる。

また、伝統文化に限った賞というのはないが、新人賞の審査会では、そういうところへの配慮はある。やはり京都は伝統文化で持っているところもあるのだから、大切にしないといけない。5人のうちに1人くらいは伝統文化の方を入れようと考えている。

<会長>

審査の実情も踏まえながら、これまでの御意見を整理していただいた。全般に関しまして、ほかに御意見は。

<委員>

新人賞の展覧会をやることは反対していないが、芸術文化特別奨励制度でそういう制度がないのではないかと思うが…。

<副会長>

募集案内で、「奨励の成果を市民に還元するよう」という規定がある。

<委員>

誤解であった。失礼した。

<委員>

レベルが高い新人賞ということだが、洋楽をみると、ある時から性格が変わっているようにも 思う。最初の頃は本当に新人だが、最近では、新人扱いしてよいのだろうかという方も入ってい る。文化庁の選奨もそういう感じだが。

そういう人なのであれば、奨励のために発表の機会を与えるというよりは、ある種の義務として発表していただく方がよいのかも知れない。

私が審査に関わっている某音楽賞では、日本の音楽界に顕著な功績のあった者、ということが書いてある。かつてはそれでよかったが、洋楽界がこれだけ国際化してくると、すごい人は皆海外にいるということが起こる。外で活動することが日本の音楽界への貢献につながるという人もいれば、日本で全然活動していない、という人もいて、よく意見が分かれるところだ。京都との所縁というのが問題になりがちなので、受賞する以上は、1度くらい発表してもらう方がよいのではないかと思う。

<会長>

ほかに何かあるか。

<委員>

高いレベルの方々なのであれば、益々「奨励金」というのはそぐわないと思うが。

<事務局>

言葉の定義について、様々な御意見をいただいている。部会委員の拘りがある部分もある。できれば、会長、副会長、建畠委員と相談させていただき、決めさせていただければと思うが、よろしいだろうか。

<会長>

それでよいか。顕彰制度部会で、多くの努力をなさって、答申案をまとめていただいた。本日の審議で更に検討すべき箇所が出てきたが、会長、副会長で調整して、答申をまとめたいが御了承いただけるだろうか。

(拍手で承認)

<会長>

ありがとうございます。できるだけ皆さんの御意見を反映した形で答申をまとめていく。 それでは、本日の議事はこれで終了となるが、お手元に文化事業のチラシも配布されている。 折角の機会なので、文化施策全般について、思われるところがあれば御発言をお願いしたい。

<委員>

今後の手順、タイムテーブルを教えてもらえるだろうか。もう1度審議会を開くのか。

<事務局>

会長,副会長等と調整のうえ,答申をまとめ,市長に答申を御提出いただく。その後,速やかに要綱を改正したい。

文化功労者は毎年 11 月に表彰している。これに合わせて、答申を急ぐというわけではないが、 文化功労者表彰については大きな変更もない。学術の範囲という問題はあるが、他の部分と切り 分けて処理させていただくことも可能である。

会議を開くことができなくても、委員の皆様に御了解いただいたうえで、答申とさせていただく。

<事務局>

文化芸術の定義についてだが、基本的に文化の中に芸術文化と生活文化があると考えている。 以前は、とりわけ芸術を取り上げる時には芸術文化という言い方をしてきた。芸術振興賞等については、芸術文化という文言を用いている。平成12年に文化芸術振興基本法ができ、文化芸術の中に暮らしの文化等の生活文化も含まれるという用法が一般的になってきた。従って、それぞれの制度ができた時期によって文言の用法が混在しているという状況があった。

今回、芸術文化は芸術と改めて、はっきりさせたものである。

<会長>

その他全般で何かあるだろうか。

それではこれで議事を終了する。委員の皆様には、進行に御協力いただきありがとうございま した。